

大川市議会第3回定例会会議録

令和6年6月17日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	内藤栄治
3番	古賀寿典	10番	川野栄美子
4番	馬淵清博	11番	遠藤博昭
5番	永島幸夫	12番	永島守
6番	宮崎稔子	13番	平木一朗
7番	西田学		

欠席議員

14番	箴島かおる
-----	-------

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
統括副市長	橋本浩一
特命副市長 (兼)大川の駅整備振興課長	森寿貴
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼)会計課長 (兼)税務課長	川野文裕
人事秘書課長 (併)監査事務局長	仁田原敏雄
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
大川の駅整備振興課主幹	甲斐衛

大川の駅整備振興課主幹 岡 美詠子
学校教育課長 添田 宗孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 西 原 真
議会事務局書記 古 賀 直
議会事務局書記 松 家 奈美子
議会事務局書記 高 口 絵 美

4. 付議事件

- 1. 開 会 の 宣 告
- 1. 会 期 の 決 定
- 1. 諸 般 の 報 告
- 1. 議 案 の 上 程

報告第2号 令和5年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について

報告第3号 令和5年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について

報告第4号 令和5年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について

報告第5号 令和5年度大川市水道事業会計予算繰越計算書報告について

議案第27号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）

議案第28号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第29号 専決処分の承認について（令和6年度大川市一般会計補正予算）

議案第30号 専決処分の承認について（令和6年度大川市一般会計補正予算）

議案第31号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第34号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 令和6年度大川市一般会計補正予算

議案第37号 工事請負契約の締結について

議案第38号 財産の取得について

議案第39号 市道路線の認定について

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第2号～第5号)

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第27号～第30号、第37号、第38号)

午前9時30分 開会

○議長（遠藤博昭君）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。箴島かおる議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第2号 令和5年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告についてなど17件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から6月28日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月28日までの12日間と決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、お手元に配付しております日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

まず、例月出納検査結果並びに定期監査について、監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、この内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

次に、去る5月22日、東京国際フォーラムにおいて開催されました第100回全国市議会議長会定期総会に出席いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

本総会に提出されました議案は、各部会提出議案27件と会長より提出されました議案7件でございました。

その主なものは、部会提出議案として、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に係る支援を求める要望、自治体情報システムの標準化・共通化における自治体に対する補助制度の見直し・財政措置を求める要望、原油価格・物価高騰に直面する市民や事業者の生活を守るための支援策を求める要望、地域公共交通維持のための支援拡充を求める要望などでありました。

また、会長提出議案として、多様な人材の市議会への参画促進に関する決議、地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議、頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議などがなされました。

議長会といたしましては、いずれも多くの地方自治体が課題としている重要な案件ばかりでありますことから、満場一致をもってこれを採択し、関係機関に対し強力な実行行動を展開することに決定したところであります。

なお、本総会において、永年勤続議員に対する表彰が行われました。本市議会からは、25年以上の永年勤続議員として川野栄美子君が表彰の栄に浴されましたので、この際、御報告申し上げます。表彰を受けられました川野栄美子君に対し心からお喜び申し上げますととも

に、ますますの御活躍を祈念申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 34 分 休憩

午前 10 時 5 分 再開

○議長（遠藤博昭君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案17件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第2号 令和5年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告についてから議案第39号 市道路線の認定についてまでの案件17件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、令和6年第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多端の中にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、この議会に提案いたしております議案は17件であります。その内訳は、報告4件、条例議案7件、予算議案3件、その他3件であります。

まず、報告第2号 令和5年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、筑後川昇開橋観光財団の経営状況に関し報告するものでありまして、同財団の経営状況を説明する書類として、令和5年度事業報告及び決算並びに令和6年度事業計画及び収支予算等に関する書類を提出しているものであります。

次に、報告第3号 令和5年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告につきましては、旧緒方家住宅整備事業に要する経費につきまして、令和5年度の継続費繰越しをいたし

ましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 令和5年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、道の駅整備開発行為測量設計業務委託事業外9事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和6年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号 令和5年度大川市水道事業会計予算繰越計算書報告につきましては、幡保配水場中央監視設備更新事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和6年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、議案第27号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から一部施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第28号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第29号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルスワクチン接種における予防接種被害救済に係る経費につきまして、緊急に予算補正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和6年度大川市一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第30号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、物価高騰に直面する市民生活への影響の緩和と個人消費の喚起による地域経済の活性化を図るため、大川商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に係る経費につきまして、緊急に予算補正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づ

き、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和6年度大川市一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第31号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が見直されたことから、同法から引用している規定を整備するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第32号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地域再生法の一部改正に伴い、企業版ふるさと納税に係る規定に関し、法律の引用条項が変わったため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第33号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、職員の賠償責任に係る規定に関し、法律の引用条項が変わったため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第34号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、下水道排水設備指定工事店の指定基準について、下水道排水設備工事責任技術者の配置要件を緩和するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第35号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、職員の賠償責任に係る規定に関し、法律の引用条項が変わったため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第36号 令和6年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業などに係る歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

総務費につきましては、定額減税調整給付金給付事業3億4,409万9千円、戸籍情報システム更新業務委託料4,840万円等、計4億487万9千円を計上いたしております。

民生費につきましては、新たな住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業3,796万7千円、新たな住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金給付事業3,010万1千円等、計8,804万6千円を計上いたしております。

衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億821万5千円を計上いたしております。

教育費につきましては、学校安全総合支援事業70万5千円及び情報活用能力向上事業100万円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は6億284万5千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入をもって充当する次第であります。

次に、議案第37号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、道の駅整備予定地地盤対策工事に関するものでありまして、去る5月17日、条件付き一般競争入札を行いましたので、工事請負契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号 財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、消防ポンプ自動車について買換えを予定しているため、購入の契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号 市道路線の認定につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤博昭君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第2号 令和5年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について、報告第3号 令和5

年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について、報告第4号 令和5年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について、報告第5号 令和5年度大川市水道事業会計予算繰越計算書報告について、議案第27号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）、議案第28号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第29号 専決処分の承認について（令和6年度大川市一般会計補正予算）、議案第30号 専決処分の承認について（令和6年度大川市一般会計補正予算）、議案第37号 工事請負契約の締結について、議案第38号 財産の取得についての以上10件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第2号から報告第5号までの4件を一括議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第2号から報告第5号については以上で御了承のほどをお願いいたします。

次に、議案第27号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第27号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第28号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第28号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第29号 専決処分の承認について（令和6年度大川市一般会計補正予算）を議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第29号 専決処分の承認について（令和6年度大川市一般会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第30号 専決処分の承認について（令和6年度大川市一般会計補正予算）を議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第30号 専決処分の承認について（令和6年度大川市一般会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第37号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告がありましたので、これを許します。7番西田学君。

○7番（西田 学君）

議席番号7番、西田学です。質疑は3つあります。

まず、工事は1次造成のことだと思いますが、着工の時期と工事内容、例えば、土はどこから持ってくるか、例えば、ペーパードレーンはこの工事に含まれるかなど教えてください。これが1つです。

○議長（遠藤博昭君）

甲斐大川の駅整備振興課主幹。

○大川の駅整備振興課主幹（甲斐 衛君）

お答えさせていただきます。

道の駅整備予定地地盤対策工事につきましては、本契約締結後、速やかに着手をいたします。詳細な着工の時期につきましては、現在、受注者のほうが施工計画等を立案中ということでございます。

工事の内容ですけど、契約工事の概要につきましては、工事面積が4万1,500平方メートル、主な工種としましては、軟弱地盤対策としましてプラスチック・ボード・ドレーン工法、それと造成の盛土の工事というふうになります。

土砂のことですけど、これにつきましては、国、県の御協力によりまして、建設発生土を受け入れて仮置きをしております。仮置きをしております三丸公共用地及び大川市水処理センターから土砂のほうを搬入いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

7番。

○7番（西田 学君）

ありがとうございました。

2つ目に移ります。

今のは1次造成に対するお答えでした。それでは、2次造成に係る予算計上の時期とその費用を教えてください。これが2つ目の質問です。

○議長（遠藤博昭君）

西田君に申し上げます。ただいまの発言は議題外にわたっておりますので、注意いたします。これに関しては……（「議長」と呼ぶ者あり）甲斐大川の駅整備振興課主幹。

○大川の駅整備振興課主幹（甲斐 衛君）

議員の皆さんを前にして、ちょっと失礼かと存じますけど、発言をさせていただきます。

質疑というものは、あくまでも議題となっている事件について、賛否の態度決定が可能となるように、提出者の説明や意見をただすものだというふうに認識をしております。先ほど西田議員が質疑されました2次造成につきましては、議案の内容と関係はございませんけど、お答えできない内容ではございませんので、議長の特別なお許しがいただけますならばお答えしてよろしいでしょうか。

○議長（遠藤博昭君）

執行部のほうで答えができるのであれば発言を許します。甲斐大川の駅整備振興課主幹。

○大川の駅整備振興課主幹（甲斐 衛君）

ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

2次造成についてですけど、現在、「大川の駅」整備・運営事業に係ります事業者の公募開始をしております。2次造成につきましては公募事業の中で事業者が行います。

予算計上ということですけど、2次造成に係ります予算につきましては、既に議会で御議決をいただいております「大川の駅」（仮称）施設整備事業の債務負担行為限度額41億8,500万円に含まれておまして、歳出の予算につきましては令和7年度以降に予算を計上させていただく予定にしております。

それと、2次造成に係る費用ですけど、今後、公募をしている事業者から提案される見積金額に影響を及ぼすこととなりますので、費用についてはお答えすることができません。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

7番。

○7番（西田 学君）

ありがとうございました。初めて質疑をするもので、何とかな、約束事といますか、そこら辺、少し分からなくて申し訳ございませんでした。丁寧に教えていただき、ありがとうございました。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

ほかにありますか。

まず、7番は賛成ですか、反対ですか。（「反対」と呼ぶ者あり）2番は。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。

まず、7番西田君。

○7番（西田 学君）（登壇）

議席番号7番、西田学です。議案第37号 工事請負契約の締結について反対討論をいたします。

「大川の駅」（仮称）は、今立ち止まるときに来ています。理由1、見直し、撤回を求めて署名活動が行われていること。2つ、盛土に使用されようとしている土が問題なしと証明できていないこと。3つ、これだけ大きな事業は、9月29日に予定されている市長選挙で市民に賛否を問う必要があります。それまでは工事を一時中断すべきであります。これら3つの理由によりまして、まだ慌てて工事請負契約の締結をする時期ではありません。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

次に、2番宮崎貴仁君。

○2番（宮崎貴仁君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号2番、宮崎貴仁です。議案第37号 工事請負契約の締結につ

いての件に対し、私は賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

本件に関しましては、令和6年2月22日の本市議会臨時議会において、慎重審議の上、補正予算が可決、成立し、その後の3月の本市議会定例会においても、本工事に対する予算の上程がなされた中で、予算特別委員会において委員各位の質問、審議を経て、3月議会最終日の22日に可決されたことは議員各位も既に御承知おきのことと思います。

可決、成立をした予算を基に、先般、本工事における適正な入札が行われ、かつ本市が提示した予定価格にて本議案に上程、記載された業者が落札をされたわけです。本議案は契約締結に対するものであり、公正、公平な開札を終えた案件に対し、何の疑義があるのでしょうか。反対する理由すら見当たらないものであり、本議案に疑義があるのであるとするならば、入札制度の根本を揺るがすものであるとともに、本市への信用はもとより、落札業者である業者の信頼、信用をも失墜しかねないものであります。

私は本件に対し、全会一致にて可決するべきものであるという考えを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤博昭君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

議案第37号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 財産の取得についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第38号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。明日6月18日と19日の2日間は議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る6月20日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時34分 散会